

# 令和2年度 佐渡市立畑野中学校 部活動に係る活動方針

令和2年4月1日

## 1 目標

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

## 2 令和2年度の部活動

- (1) 部活動所属
  - ① 希望加入制とする。
- (2) 指導体制
  - ① 可能な限り複数顧問制とする。
- (3) 設置する部活動  
野球(男)、バスケットボール(男)、バレーボール(男女)、バドミントン(女)、文芸(男女)  
特設陸上・駅伝 ※バレーボール(男)は今年度から入部募集を中止する。
- (4) 活動時間及び日数
  - ① 活動時間
    - ア 学期中 平日2時間 週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
    - イ 長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
  - ② 休養日
    - ア 平日1日以上、週休日等1日以上、週2日以上とする。※別紙「年間活動計画」による。
    - イ 年間で100日以上、休養日を設ける。
    - ウ 少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
    - エ 第3日曜日「家庭の日」を佐渡統一の休養日に設定する。
    - オ 長期休業中は、学期中の休養日に準ずる設定とする。しかしある程度長期の休養期間も設定する。
    - カ 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設ける。
  - ③ その他
    - ア 朝練習は行わない。
    - イ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。
    - ウ 定期考査直後に上位大会につながる(シード権にかかわる)大会がある場合は、考査前の活動休止日でも平日30分～1時間程度、土日のいずれか2時間程度の活動を可能とする。ただし、生徒の学習時間確保に配慮し、生徒及び保護者の承認を得なければならない。
    - エ 中体連大会の場合1か月前から、その他上位につながる大会やコンクールの場合2週間前から30分を上限として延長練習を可能とする。また、この期間の平日の休養日の部活動も可能とする。ただし、生徒及び保護者の承認を得なければならない。
    - オ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
    - カ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- (5) 大会参加について  
部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。
  - ① 中体連主催、共催、後援の大会とする。
  - ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。
  - ③ 島外遠征は1部活動につき年間3回を上限とする。佐渡地区予選を勝ち上がったの参加は除く。

## 3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について  
部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力について  
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。